

成和保育園 運営規定

第1条（施設の目的及び運営の方針）

当施設は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当施設は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守し、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとする。

第2条（提供する保育の内容）

当施設の提供する保育の内容は、以下のとおりとする。

- ① 保育の提供
- ② 食事の提供
- ③ 育児相談
- ④ その他 保育に係る行事など

第3条（職員の職種、員数及び職務の内容）

当施設に置く職員組織及び職務の内容は、以下のとおりとする。

- ① 園長 1名・・・施設の管理及び保育に従事しながら保育の内容について他の保育士を統括する。
- ② 主任保育士 1名・園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる
- ③ 保育士 13名・・・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
- ④ 事務員 1名・・・園の事務全般を行う
- ⑤ 調理員 3名・・・献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- ⑥ 運転手 1名・・・バスによる園児の送迎を行う

第4条（保育の提供を行う日及び時間等）

当施設の保育を行う日及び時間等は、以下のとおりとする。

- ① 保育を提供する日・・・年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日を除く月曜日から土曜日
- ② 通常保育時間・・・平日7:30～18:30まで、土曜日7:30～17:00の範囲内で保護者の勤務時間帯による
- ③ 延長保育時間・・・18:30以降、やむを得ない理由により保育が必要な場合に限り19:00までの延長保育を実施する。

第5条（保育料等）

当施設は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、日用品及び教材費の実費として必要額を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として別表に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

第6条（乳児及び幼児の区分ごとの利用定員）

当施設の利用定員は、子ども子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの年齢区分ごとに次の通り定める。

- ① 0歳児・・・9名
- ② 1歳児・・・14名
- ③ 2歳児・・・14名
- ④ 3歳児・・・14名
- ⑤ 4歳児・・・14名
- ⑥ 5歳児・・・14名

第7条（利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項）

当施設は、各市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとする。

2 当施設は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- ① 保護者が法に定める要件に該当しなくなったとき
- ② 2号・3号認定こどもに該当しなくなったとき
- ③ 保護者から退園の申し出があったとき
- ④ 利用継続が不可能であると市町村が認めたとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

第8条（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

当施設の職員は、保育の提供を行っているときに利用乳幼児に症状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに嘱託医または利用乳幼児の主治医に連絡する。

2 保育の提供により事故が発生した場合は利用乳幼児の保護者、川西町などに連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 5 災害対策に備えて、消防計画を作成し、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第9条（虐待の防止のための措置に関する事項）

当施設は、利用乳幼児の人権及び虐待の防止を図るため、保護者とのコミュニケーションを密にして、常に情報交換に努める。また、その情報については職員間で共有し、チェックリストを基にチェックして必要に応じて対処すべき処置を行う。

第10条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項は、以下のとおりとする。

- ① 健康管理については、常に利用乳幼児の健康に留意し、年2回健康診断を実施する。
- ② 苦情対応については、保護者からの苦情は速やかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無並びに改善方法について保護者に報告する。
- ③ 秘密保持については、職員は業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また職員でなくなった後もその秘密を漏らすことがないよう、施設は必要な措置を講じるものとする。

第11条（施行）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する

附則

この規定の一部を改訂し、令和2年4月1日から施行する

（第5条2項追加）

この規定の一部を改訂し、令和3年4月1日から施行する

（第6条変更）

この規定の一部を改訂し、令和5年6月1日から施行する

（第5条2項変更）

この規定の一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する

（第3条変更 第6条変更）

別表 保育において提供する便宜に要する費用

項目	対象	内容等	金額
主食費	3歳以上児クラス	主食の提供に係る費用	月額 1,300 円
副食費	3歳以上児クラス	副食の提供に係る費用	月額 5,000 円
教室代	3歳以上児クラス	英語教室、体操教室を行うにあたって係る費用	月額 1,300 円